

ご利用の手引き

資金名	事業承継支援貸付			
目的	中小企業者の事業承継を支援するため、必要とする資金を融資する			
融資対象者	次の①から③のいずれかに該当する者 ① 県内で事業を営む中小企業者等で、事業を承継しようとする者、又は承継した者（M&Aの場合を含む）【その他のポイント①】 ② 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人【その他のポイント④】 ③ 事業承継特別保証制度を利用する者【その他のポイント①⑥】			
資金使途	融資対象者①：事業承継（M&Aを含む）に必要な設備資金、運転資金【その他のポイント②】 融資対象者②：事業承継（M&Aを含む）に必要な事業資金（認定を受けた事由にかかるもの）【その他のポイント④】 融資対象者③：事業承継特別保証制度の対象資金【その他のポイント⑥】			
借換	上記資金使途の範囲に限り、既往融資の借り換えに利用可能【その他のポイント⑦】			
融資条件	利率	年1.35%（固定）	期間	融資対象者①：10年以内（うち据置2年以内） 融資対象者②③：10年以内（うち据置1年以内）
	限度額	1企業・1組合 2.8億円	預託	あり
	信用保証	融資対象者①：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②③：必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	融資対象者①：一般保証その他【その他のポイント③】 融資対象者②：中小企業経営承継円滑化法に基づく各保証に対応【その他のポイント⑤】 融資対象者③：事業承継特別保証制度に対応【その他のポイント⑥】		
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）【その他のポイント⑧】		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」もしくは「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合、又は「経営承継借換関連保証」もしくは「事業承継特別保証」を利用する場合は、法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② 事業承継支援貸付事業計画書（様式第10号）（融資対象者①の場合） ③ 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定書（写）（融資対象者②の場合）【その他のポイント④】 ④ 中小企業経営承継円滑化法に基づく各保証所定の必要書類（融資対象者②の場合）【その他のポイント⑤】 ⑤ 事業承継特別保証制度所定の必要書類（融資対象者③の場合）【その他のポイント⑥】 ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	<p>【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑨】</p>			

① 融資対象者①③の場合、中小企業者等である会社の代表者個人は原則として中小企業者等には該当せず、本貸付を利用できませんのでご注意ください。なお、融資対象者②の場合は利用できる場合（特定経営承継関連保証を利用する場合）があります。

② 融資対象者①の場合の資金使途「事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な設備資金、運転資金」の例としては、以下のようなものがあります。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の判断により資金使途として認められない場合があります。

- ア 発行済議決権株式の取得資金
- イ 事業用資産の取得資金
- ウ 役員退職金の支払資金
- エ 自己株式の取得資金
- オ 被事業承継者の保証付融資の借換資金
- カ 事業譲渡に伴って必要となる設備資金、運転資金
- キ その他事業承継に必要と認められる設備資金、運転資金

③ 融資対象者①については、保証協会の事業承継・M & A保証「リレー」と併用できる場合があります。

④ 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けることができる資金使途には、以下のようなものがあります。中小企業経営承継円滑化法の認定についての詳細は、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください。か、[県産業労働部地域経済課経営支援班](#)（078-362-3313）へお問い合わせください。

- ア 株式の取得資金
- イ 事業用資産の取得資金
- ウ 相続税、贈与税の納税資金
- エ 経営者の交代により取引条件等が厳しくなったことにより必要となる資金
- オ 認定日から経営承継日までの間に、現経営者の保証が付されている融資を借り換えるための資金

⑤ 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けると、信用保険の別枠を利用できる場合があります。なお、中小企業経営承継円滑化法に基づく保証には、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継借換関連保証があります。詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

⑥ 事業承継特別保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者保証（法人代表者の連帯保証人）を不要とする保証制度です。対象者及び資金使途の概要は、以下のとおりです。詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

	対象者	資金使途
ア	3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の財務要件を満たす者	設備資金、運転資金、借換資金 ^{※1}
イ	令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継後3年以内の法人で、一定の財務要件を満たす者	借換資金 ^{※2}

※1 保証人を提供していない既往借入金からの借換資金は除く。

※2 事業承継前における保証人を提供している既往借入金からの借換資金に限る。

⑦ 経営承継借換関連保証及び事業承継特別保証制度に規定される範囲で、プロパー融資からの借り換えにも利用することができます。

⑧ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

なお、融資対象者②のうち経営承継借換関連保証を利用する場合、及び融資対象者③の場合は、兵庫県中小企業活性化協議会及び兵庫県事業承継・引き継ぎ支援センターの確認を受けることで、保証料の軽減を受けることができます。（この場合、上記の2割軽減措置の適用はできません。）詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び事業承継支援貸付事業計画書（様式第10号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）